

国立公園等利用者安全・安心対策強化事業補助金実施要領

制 定 令和 8 年 3 月 31 日 環自野発第 2603312 号

1 目的

国立公園等利用者安全・安心対策強化事業補助金により実施する事業（以下「補助事業」という。）の実施については、国立公園等利用者安全・安心対策強化事業補助金交付要綱（令和 8 年 3 月 31 日環自野発第 2603311 号。以下「交付要綱」という。）国立公園等利用者安全・安心対策強化事業補助金実施要綱（令和 8 年 3 月 31 日環自野発第 26033114 号。以下「実施要綱」という。）の定めによるほか、この要領の定めるところによるものとする。

2 補助事業の実施主体

実施要綱 3 の実施主体については、指定管理鳥獣であるヒグマ及びツキノワグマ（以下「クマ」という。）が生息する 35 都道府県（四国、九州・沖縄を除く都道府県。）であって、国立・国定公園から約 40 km 圏内（ツキノワグマの直線移動距離から算出。なお、北海道はヒグマの直線移動距離から約 75km 圏内とする。）に属する市町村（うち離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条に定める離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）第 4 条に定める小笠原諸島に属するものを除く。）とする。

また、協議会は上記に該当する複数の都道府県が参加する連携協議会とし、次の要件を満たしていることとする。

- (1) 国の機関及びその職員が当該協議会の会員に含まれていないこと。
- (2) 当該協議会としての意思決定の方法、事務処理及び会計処理の方法及び責任者、財産の管理方法及び責任者、公印の管理及び使用方法並びに責任者、内部監査の方法等について、運営に係る規約等を定めていること。
- (3) 当該協議会の事務局は、都道府県が担うこととし、都道府県の職員 1 名以上が会計処理において責任のある立場にあること。

3 補助事業の内容等

実施要綱 4 の事業内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 鳥獣の保護・管理に係る専門人材育成等事業

1) 認定鳥獣捕獲等事業者等の育成

認定を目指す法人、その法人の捕獲従事者及びそれらの者を指導する都道府県・市町村担当職員を対象とした安全管理、技能知識等に関する講習会や認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者に対する捕獲等技術向上のための研修会の開催等の認定鳥獣捕獲等事業者等の育成に向けた必要な取組又は鳥獣の保護・管理を担う都道府県・市町村担当職員の専門知識の向上に向けた必要な取組を実施すること。

2) 指定管理鳥獣管理専門人材の配置

都道府県において、クマ対策など鳥獣の管理を効率的かつ適切に行うため、鳥獣保

護管理に関する取組について専門的な知識や経験を有する者又は広域的な指定管理鳥獣の捕獲等を実施する者を雇用すること。ただし、任期付職員以外の常勤職員は除くものとする。

3) 緊急銃猟対応等実務者の育成

クマの緊急銃猟等、主に市町村において対応する鳥獣対策を適切に実施するため、狩猟免許を所持している又は所持する見込みがあるとして都道府県知事もしくは市町村長が認める者のうち、生活環境、農林水産業被害の防止等や鳥獣の個体数管理のための捕獲等、鳥獣のモニタリング、関係者との連絡調整、市民への普及啓発等を行う捕獲従事者等に対し、研修等の育成に向けた必要な取組を実施すること。

4) 緊急銃猟対応等実務者の配置

クマの緊急銃猟等、主に市町村において対応する鳥獣対策を適切に実施するため、狩猟免許を所持している又は所持する見込みがあるとして都道府県知事もしくは市町村長が認める者のうち、生活環境、農林水産業被害の防止等や鳥獣の個体数管理のための捕獲等、鳥獣のモニタリング、関係者との連絡調整、市民への普及啓発等を行う捕獲従事者等を雇用すること。ただし、任期付職員以外の常勤職員は除くものとする。

5) 危険鳥獣出没時の体制構築事業

ア クマの市街地・集落等への出没を想定した研修・訓練、出没対応マニュアルの作成、緊急銃猟に必要なヘルメットやプロテクター等備品の整備を実施すること。

イ ICT等を活用した出没情報の収集・提供、相談窓口の設置を実施すること。

(2) クマ総合対策事業

1) 計画策定・調査等事業

① 実施主体が都道府県の場合

科学的・計画的なクマの保護・管理を促進するため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第7条に基づく第一種特定鳥獣保護計画及び法第7条の2に基づく第二種特定鳥獣管理計画（以下併せて「特定計画」という。）、法第14条の2に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画（以下「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」という。）の策定等及びそれに必要な調査、情報収集等及び事業評価の実施を行うものとする。

ア 特定計画等の検討、策定、変更を実施すること。

イ 特定計画等の策定に必要なクマの生息数、生息密度、分布、個体数推定及び将来予測、出没に関する情報、生息環境の情報、及びクマによる農林水産業、生態系、生活環境に係る被害状況の調査を実施すること。

ウ 2)の事業実施による捕獲数（雌雄別、幼成獣別等）、捕獲場所、捕獲努力量、費用等の捕獲情報の収集、整理、分析を実施すること。

エ 2)及び3)の事業に係る指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の目標の達成状況、特定計画の目標に対する寄与の程度、指定管理鳥獣捕獲等事業の効果及び妥当性の検証、次期特定計画及び指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画策定に向け

て改善すべき事項の検討、評価及びそのための情報収集、整理、分析を実施すること。

② 実施主体が連携協議会の場合

当該協議会におけるクマの広域的な保護・管理の方針の策定等及び それに必要な調査並びに広域的な保護・管理の方針による対策の実施に伴う情報の収集等及び事業評価の実施を行うものとする。

ア 広域的な保護・管理の方針の検討、策定、変更を実施すること。

イ 広域的な保護・管理の方針の策定に必要なクマの生息数、生息密度、分布、個体数推定及び将来予測、出没に関する情報、生息環境の情報、及びクマによる農林水産業、生態系、生活環境に係る被害状況の調査を実施すること。

ウ 連携協議会を構成する各都道府県による2)及び3)の事業実施に係る広域的な保護・管理の方針の目標の達成状況や目標に対する寄与の程度、2)及び3)の事業実施内容の改善すべき事項の検討、評価、及びそのための情報収集、整理、分析等を実施すること。

2) 捕獲等事業

① 実施主体が都道府県の場合

ア クマの捕獲及び捕獲に付随する事項を実施すること。

イ 捕獲個体の搬出・処分（解体、焼却業者等に支払う処分費を含む）を実施すること。

② 都道府県が市町村（間接補助事業者）に間接補助する場合

市町村は都道府県などと連携して地域の実情に応じた効果的な捕獲及び緊急銃猟等の取組を実施すること。なお、実施要綱4（2）2）アの法第9条の許可を受けて行う捕獲等の実施に当たっては、市町村は実施期間、実施区域、目標、内容、実施体制等の事項を定めた市町村捕獲計画を作成して都道府県へ提出し、法第9条の許可を得て計画的に実施するものとする。なお、市町村捕獲計画は、特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン（クマ編）及び都道府県が作成する特定計画に基づき作成すること。

ア クマの捕獲及び捕獲に付随する事項を実施すること。

イ 捕獲個体の搬出・処分（解体、焼却業者等に支払う処分費を含む）を実施すること。

3) 出没防止対策事業

市街地・集落等の周辺における放任果樹等の誘引物の除去、緩衝帯の整備、移動経路の遮断対策、侵入防止柵の整備、追い払い、学習放獣、潜伏・出没時のパトロール、学習会の開催、普及啓発を実施すること。

4 補助事業の委託による実施

(1) 都道府県、連携協議会（以下「都道府県等」という。）又は市町村は、3に定める補助事業の全部又は一部について、他の者に委託して実施することができるものとする。ただし、指定管理鳥獣捕獲等事業として実施する3（2）2）①アについて委託する場合は、法第14条の2第7項に基づき、認定鳥獣捕獲等事業者その他環境省令で

定める者に対し、その実施を委託するものとする。

- (2) 指定管理鳥獣捕獲等事業を認定鳥獣捕獲等事業者として委託された事業者が、「認定鳥獣捕獲等事業者その他環境省令で定める者」に該当する事業者に再委託をできるものとする。ただし、都道府県が委託した事業者ではないため、法第14条の2第8号等の特例が適用されないことに留意するものとする。
- (3) 3(2)2)を委託して実施する場合は、その業務の危険性等に応じて、委託された事業者が従事する者に対し適切な費用を支払うよう、仕様において明確にするなど都道府県又は市町村において配慮すること。

5 補助事業の実施の手続等

(1) 補助事業の計画（以下「補助事業計画」という。）の提出等

実施要綱6(1)の補助事業計画は、別記様式第1により作成し、環境省自然環境局長へ提出するものとする。なお、指定管理鳥獣捕獲等事業として、夜間銃猟を実施する場合は別紙7、捕獲個体の放置を実施する場合は別紙8をそれぞれ作成し併せて提出すること。また、春期管理捕獲を実施する場合は、別紙9に詳細を記載し、提出すること。

(2) 補助事業計画の承認等

実施要綱6(1)の環境省自然環境局長による補助事業計画の承認は別記様式第2により行うとともに、地方環境事務所長等に対して、承認した旨の通知を行うものとする。なお、実施要綱6(2)による変更の申請があった場合も同様とする。

(3) 補助事業計画の変更

ア 実施要綱6(2)における補助事業計画の変更の申請は別記様式第3により行うものとする。

イ 実施要綱6(2)の補助事業計画の重要な変更とは、事業の新設、中止又は廃止、対象とする捕獲の実施地域の変更、事業の実施方針の変更並びに目標及びその設定の考え方の変更とする。

(4) 補助事業の着手

補助事業の着手は、原則として、補助金（変更）交付決定に基づき行うものとする。ただし、地域の実情に応じて補助事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、速やかにその旨を別記様式第4により、その理由を具体的に明記した国立公園等利用者安全・安心対策強化事業補助金の（変更）交付決定前着手届を作成し、補助事業計画と併せて環境省自然環境局長に提出するものとする。

(5) 広域的な保護・管理の方針の策定及び提出

実施要綱3(2)1)アの広域的な保護・管理の方針については、保護又は管理の目的・背景、計画の期間・対象地域、目標、地域個体群の状況、保護管理の方針、その他必要な事項等について記載し、連携協議会が策定又は変更した場合は別記様式第5により環境省自然環境局長に提出するものとする。

(6) 補助事業の評価報告書

実施要綱7(1)に基づき、以下のア～ウのとおりそれぞれ評価報告書を作成し、別記様式第6により提出する。なお、ア、イについては併せて公表するものとする。

ア 指定管理鳥獣捕獲等事業により実施した捕獲、間接補助事業者（市町村）による捕獲等事業については、実施要綱7（1）の自然環境局長が別に定める評価報告書を作成する。

イ 3（1）1）から5）、3（2）1）、3（2）3）の事業については、補助事業計画書の別紙1から6、別紙10のうち該当する評価報告書を作成する。

ウ 3（2）3）において侵入防止柵の整備を行った場合は、侵入防止柵の耐用年数（8年）年度に達するまでの間、補助事業計画書の別紙11の評価報告書を毎年度作成する。

6 補助事業の実施に係る留意事項

都道府県は、補助事業の実施に当たって、次に掲げる事項に留意することとする。

(1) 指定管理鳥獣対策事業交付金（平成27年4月10日環自野発第1504103号）を活用して事業を実施する場合、又は鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）に定める被害防止計画を策定する市町村内で事業を実施する場合は、効果的・効率的な捕獲等に向けて、市町村や地域で捕獲を行う狩猟者団体等の関係者と相互に連携を図り、事業を実施するように努めること。

(2) 市町村が市町村捕獲計画を作成する際は、都道府県が策定している特定計画や指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画との調整を図ること。

(3) 都道府県又は市町村が麻醉銃を購入する場合は、①銃砲刀剣類所持等取締法に基づき都道府県が麻醉銃の所持許可を受け、必要な手続きを行うこと。②都道府県又は市町村が、保管や使用方法等の規定を設けること。③指定管理鳥獣捕獲等事業及びこれを適正に実施するために必要な取組に使用すること。

(4) 4（1）のとおり補助事業を他の者に委託して実施する場合は、認定鳥獣捕獲等事業者の育成・確保の観点から、実施地域の実情を踏まえ、認定鳥獣捕獲等事業者の活用について考慮すること。

(5) 補助事業を実施する場合は、次に示す鳥獣保護管理に係る人材登録事業（鳥獣保護管理に関する取組について専門的な知識や経験を有する技術者を登録して、地方公共団体等の要請に応じて、登録者の情報を紹介する仕組み）に登録している技術者（以下「登録者」という。）や同等の専門的知見を有する者の助言を受けるよう努めることとする。補助事業を委託する場合は、登録者が所属する者に委託するよう努めるとともに、委託者に登録者がいない場合にあつては、登録者等の専門家の助言を受けることとする。

ア 鳥獣保護管理プランナー（3（2）1）①ア及び②アの事業を行う場合又は委託する場合。）

イ 鳥獣保護管理捕獲コーディネーター（3（2）2）の事業を行う場合又は委託する場合。なお指定管理鳥獣捕獲等事業を委託する場合は認定鳥獣捕獲等事業者その他環境省令で定める者に委託することとなるが、その場合も可能な限り鳥獣保護管理捕獲コーディネーターが所属する者に委託するよう努めること。）

ウ 鳥獣保護管理調査コーディネーター（3（2）1）①イ、ウ、エ及び②イ、ウ、

エの事業を行う場合又は委託する場合。)

- (6) 都道府県又は市町村において、鳥獣の保護及び管理に関する業務に従事する職員を雇用する場合は、①鳥獣の保護及び管理に関する業務に従事する職員を採用する際の留意事項等について（令和7年11月14日付け総行公第114号総務省自治行政局公務員部公務員課長等連名通知）に留意し、②都道府県又は市町村において業務内容や任用形態、任期等について定めた規定を作成すること。
- (7) 本事業を適切に実施するため、本事業で捕獲した個体について、捕獲個体数を適正に把握するとともに、他の事業で捕獲した個体が混同しない又は他の国費の助成を受けて実施している事業に不正に流用されないような適切な処置を講ずること。
- (8) 本事業による捕獲個体を食肉等として有効利用する場合は、厚生労働省が策定した「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」等を踏まえ、捕獲個体の衛生的な処理に努めるとともに、都道府県、委託事業者、処理加工業者等の関係者間の連携や意思疎通が図られるようにすること。
- (9) 本事業による捕獲個体を処分する場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」を遵守し、市町村等と連携を図りながら、適正に処分すること。
- (10) 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の的確な評価及びこれを踏まえた次年度計画の適切な策定に資するため、3（2）2）の捕獲等事業の実施による捕獲数（雌雄別、幼獣別）、捕獲場所、捕獲努力量（捕獲作業に要した作業人数、わな設置基数等）、費用等の捕獲情報の収集、整理及び分析を可能な限り実施すること。
- (11) 都道府県から市町村に対して間接補助を行う事業にあつては、都道府県が総事業費のうち一定程度負担するものであること。
- (12) 電気柵を整備する場合は、電気事業法（昭和39年法律第170号）等関係法令を遵守し、正しく設置すること。具体的には、危険である旨の表示、電気柵用電源装置の使用、漏電遮断器の設置（30ボルト以上の電源から電気を供給する場合）、開閉器（スイッチ）の設置等を行い、安全を確保するものとする。
- (13) 侵入防止柵設置後は、クマによる被害の状況を把握し、その効果を適切に把握するとともに、侵入防止柵の設置及び維持管理を適切に行い、その効果を十分発揮し持続させること。
- (14) 放任果樹等の誘引物の除去、緩衝帯の整備、移動経路の遮断対策、侵入防止柵の整備の実施に当たっては、地権者等の了承を得ること。また、誘引物の除去として放任果樹の伐採を行う場合は、伐採後に生じる萌芽の管理を行う、切り株を除去するなど、株が再生しないよう措置すること。さらに、藪の刈払いを実施する場合は、一度実施した箇所について、3年間（事業開始年度を除く。）は本事業が活用できないことに留意すること。
- (15) 本事業により緊急銃猟を実施した場合には、類似事例への対応に資するため、緊急銃猟の条件の該当性、法第34条の3による土地の立ち入りの実施状況、法第34条の4による通行制限や避難指示の実施状況等の概要について、整理・分析を実施し、環境省に報告すること。
- (16) 本事業の実施に当たっては、本事業で利用する施設等での再生可能エネルギーの利

用や電気自動車の活用等、二酸化炭素排出量削減に資する取組に努めること。

別記様式第1（5（1）関係）

番 号
年 月 日

環境省自然環境局長 殿

都道府県知事
又は協議会の長

令和 年度国立公園等利用者安全・安心対策強化事業
補助事業計画の承認申請について

令和 年度において、国立公園等利用者安全・安心対策強化事業を実施するため、別添のとおり、補助事業計画を作成したので、国立公園等利用者安全・安心対策強化事業補助金実施要綱（令和8年3月31日付け環自野発第26033114号）6（1）の規定に基づき申請する。

記

- 1 本件責任者及び担当者の氏名・連絡先等
 - （1）責任者の所属部署・職名・氏名
 - （2）担当者の所属部署・職名・氏名
 - （3）連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

別記様式第2（5（2）関係）

番 号
年 月 日

都道府県知事又は協議会の長 殿

環境省自然環境局長

令和 年度国立公園等利用者安全・安心対策強化事業
補助事業計画の（変更の）承認について

令和 年 月 日付け第 号で申請のあった補助事業計画（の変更）については、
国立公園等利用者安全・安心対策強化事業補助金実施要綱（令和8年3月31日付け環自野
発第26033114号）6（1）の規定に基づき承認する。

（本件担当官の氏名、連絡先等）
担当官の所属部署・職名・氏名
連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

別記様式第3（5（3）関係）

番 号
年 月 日

環境省自然環境局長 殿

都道府県知事
又は協議会の長

令和 年度国立公園等利用者安全・安心対策強化事業
補助事業計画の変更承認申請について

令和 年 月 日付け環自野発第 号で承認のあった補助事業計画を下記のとおり変更したいので、国立公園等利用者安全・安心対策強化事業補助金実施要綱（令和8年3月31日付け環自野発第26033114号）6（2）の規定に基づき協議する。

記

- 1 変更の内容及び理由
- 2 本件責任者及び担当者の氏名・連絡先等
 - （1）責任者の所属部署・職名・氏名
 - （2）担当者の所属部署・職名・氏名
 - （3）連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

（注）添付書類は、別記様式第1のそれぞれに準じて変更部分について変更の前後がわかるように作成する。

別記様式第4（5（4）関係）

番 号
年 月 日

環境省自然環境局長 殿

都道府県知事
又は協議会の長

令和 年度国立公園等利用者安全・安心対策強化事業補助金の
（変更）交付決定前事業着手届

令和 年 月 日付け第 号で申請する補助事業計画に基づく下記事項について、別記条件を了承の上、補助金（変更）交付決定前に着手することとしたので、提出する。

記

- 1 事業内容及び事業量
- 2 事業費
- 3 着手予定年月日
- 4 （変更）交付決定前着手を必要とする理由
- 5 本件責任者及び担当者の氏名・連絡先等
 - （1）責任者の所属部署・職名・氏名
 - （2）担当者の所属部署・職名・氏名
 - （3）連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

別記条件

- 1 補助金（変更）交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 補助金（変更）交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該施策については、着手から補助金（変更）交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。

（注）既に補助事業計画の承認がされている場合は以下のとおりとする。

令和 年 月 日付け環自野発第 号で（変更）承認のあった補助事業計画に基づく下記事項について、別記条件を了承の上、補助金（変更）交付決定前に着手することとしたので、提出する。

別記様式第5（5（5）関係）

番 号
年 月 日

環境省自然環境局長 殿

協議会の長

広域的な保護・管理の方針の（変更の）報告について

広域的な保護・管理の方針を別添のとおり策定したので、国立公園等利用者安全・安心対策強化事業補助金事業実施要綱（令和8年3月31日付け環自野発第26033114号）6（3）に基づき報告する。

（注）変更を行った場合は、以下のとおりとする。

令和 年 月 日付け第 号により報告した広域的な保護・管理の方針については、別添のとおり変更したので、国立公園等利用者安全・安心対策強化事業補助金事業実施要綱（令和8年3月31日付け環自野発第26033114号）6（3）に基づき報告する。

記

- 1 本件責任者及び担当者の氏名・連絡先等
 - （1）責任者の所属部署・職名・氏名
 - （2）担当者の所属部署・職名・氏名
 - （3）連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

別記様式第6（5（6）関係）

番 号
年 月 日

環境省自然環境局長 殿

都道府県知事
又は協議会の長

令和 年度国立公園等利用者安全・安心対策強化事業補助金の
評価報告書の提出について

令和 年 月 日付け第 号により確定した国立公園等利用者安全・安心対策強化事業については、その結果について報告書を作成したので、国立公園等利用者安全・安心対策強化事業補助金事業実施要綱（令和8年3月31日付け環自野発第26033114号）7（1）の規定に基づき提出する。

記

- 1 本件責任者及び担当者の氏名・連絡先等
 - （1）責任者の所属部署・職名・氏名
 - （2）担当者の所属部署・職名・氏名
 - （3）連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

(参考様式：鳥獣保護管理法第 14 条の 2 第 4 項において準用する同法第 4 条第 5 項に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の環境大臣への報告)

番 号
年 月 日

環境大臣 殿

都道府県知事

指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の（変更の）報告について

鳥獣保護管理法第 14 条の 2 第 1 項に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を別添のとおり策定したので、同法第 14 条の 2 第 4 項において準用する同法第 4 条第 5 項に基づき報告する。

記

- 1 本件責任者及び担当者の氏名・連絡先等
 - (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
 - (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
 - (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

(注) 変更を行った場合は、以下のとおりとする。

令和 年 月 日付け 第 号により報告した指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画については、別添のとおり変更したので、鳥獣保護管理法第 14 条の 2 第 4 項において準用する同法第 4 条第 5 項に基づき報告する。

補助金事業計画

都道府県名：

第1 事業概要

1 クマの特定計画又は指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の策定状況

特定計画	令和 年 月
指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画	令和 年 月

注：策定の年月又は予定年月のいずれかを記入すること。予定年月の場合は、年月の後に「（予定）」と記入すること。

2 事業計画総括表

(1) 鳥獣の保護・管理に係る専門人材育成等事業

事業概要	事業費（円）	負担区分（円）				交付割合	備考
		補助金	都道府県費	市町村費	その他		
ア 認定鳥獣捕獲等事業者等の育成						定額（2,000千円を上限とする定額、定額を超える事業費分は1/2以内）	
イ 指定管理鳥獣管理専門人材の配置						定額（10,000千円を上限とする定額、定額を超える事業費分は1/2以内）	
ウ 緊急銃猟対応等実務者の育成						定額（2,000千円を上限とする定額、定額を超える事業費分は1/2以内。都道府県から市町村へ間接交付する場合は国1/2以内、都道府県1/4以上）	
エ 緊急銃猟対応等実務者の配置						定額（10,000千円を上限とする定額、定額を超える事業費分は1/2以内。都道府県から市町村へ間接交付する場合は国1/2以内、都道府県1/4以上）	
オ 危険鳥獣出没時の体制構築事業						1/2以内（都道府県から市町村へ間接交付する場合は国1/2以内、都道府県1/4以上）	
計							

注1：各欄とも消費税及び地方消費税相当分を含んだ額を記入すること。

注2：負担区分の「その他」の欄には、寄付その他収入を記入すること。

(2) クマ総合対策事業

事業概要	事業費 (円)	負担区分 (円)				交付割合	備考
		補助金	都道府県費	市町村費	その他		
ア 計画策定・調査等事業						定額 (5,000 千円を上限とする定額、定額を超える事業費分は 1/2 以内。)	
① 特定計画及び実施計画の検討・策定						交付上限額は 12,500 千円。ただし、北海道においては、やむを得ない事由により上記上限額を超えて事業費が特別にかかること認められる場合に限り事業費 20,000 千円を上限とする定額、交付上限額は 25,000 千円。)	
② 生息状況及び被害状況等の調査							
③ 捕獲情報等の収集、整理、分析							
④ 事業の評価、検証							
イ 捕獲等事業						1/2 以内 (都道府県から市町村へ間接交付する場合は国 1/2 以内、都道府県 1/4 以上)	
① 捕獲及び捕獲に付随する事項の実施						春期管理捕獲等の効果的な捕獲計画を有する都道府県、緊急銃猟の実施に係る経費にあつては 2/3 以内 (都道府県から市町村へ間接交付する場合は国 2/3 以内、都道府県 1/6 以上)	
② 捕獲個体の搬出・処分							
ウ 出没防止対策事業						2/3 以内 (都道府県から市町村へ間接交付する場合は国 2/3 以内、都道府県 1/6 以上)	
計							

注 1 : 各欄とも消費税及び地方消費税相当分を含んだ額を記入すること。

注 2 : 負担区分の「その他」の欄には、寄付その他収入を記入すること。

3 事業の実施期間

令和 年 月 ~ 令和 年 月

4 第二種特定鳥獣管理計画等における管理の目標の概要

<p>(1) クマの生息、捕獲、被害等の現状等</p> <p>(2) 管理目標（目標とする個体数、被害の指標等）</p>

注：第二種特定鳥獣管理計画（又は第一種特定鳥獣保護計画）における管理の目標について、これまでの捕獲数や被害状況、出没状況等からクマがどういった生息状況（例：推定個体数又は生息密度（指標）：増加、横ばい、減少。分布域：拡大、横ばい、縮小）となっており、今後、被害の低減とそのための個体数の管理を進めるための目標とする被害の指標（人身被害発生件数、出没件数等）と個体数・密度等を記入すること。なお、管理の目標は、一定の方法で、適切な調査計画に基づき体系的に収集されたデータであることとし、目標とする個体数・生息密度（指標）と被害の指標の関係性についても記入することが望ましい。

(参考) 目標とする生息数や被害の指標の達成に向けた捕獲頭数

鳥獣名	推定生息数 被害指標 (令和○年度)	都道府県全体の年間捕獲目標頭数					令和 年度 の目標とする 生息数 被害指標
		令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	
クマ							

5 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に定める指定管理鳥獣捕獲等事業の目標及び設定の考え方

<p>(1) 目標</p>
<p>(2) 目標設定の考え方</p>

注1：目標については、事業実施地域毎に目指す状況（被害の軽減状況等）等を記載し、目標とする被害指標や密度指標及び被害・密度低減のために必要な捕獲数等の具体的な数値を記入すること。

注2：目標設定の考え方については、第二種特定鳥獣管理計画における管理の目標、都道府県全体の計画捕獲数、国の他の事業、都道府県事業及び狩猟による捕獲数

との関係も含めて記載すること。また、可能な限り、被害と密度、捕獲数の関係性を記入すること。

6 他の施策との調整・連携についての考え方

--

注：指定管理鳥獣対策事業交付金を活用して実施する取組のほか、鳥獣被害防止特別措置法第7条の3に基づく、指定管理鳥獣捕獲等事業と市町村の被害防止計画に基づく被害防止施策等の他の施策との連携等について記入すること。

第2 事業の実施内容

1 (指定管理鳥獣) 捕獲等事業の実施体制

--

注1：(指定管理鳥獣) 捕獲等事業を実施するに当たって、都道府県又は市町村における関係部局等を含めた実施体制について記入すること。

注2：実施体制図等がある場合は、添付すること。

注3：都道府県から市町村へ間接交付する場合はその旨記載すること。

2 (指定管理鳥獣) 捕獲等事業の実施区域及びその状況

実施区域	住所等	実施区域の状況（区域毎の環境・被害状況、区域の選定理由・目標等）

注1：第二種特定鳥獣管理計画に基づき、被害及び密度低減に効果的・効率的な区域を選定すること。

注2：指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画で定めた実施区域のうち補助事業の対象とする実施区域について記入すること。実施区域が調整段階にある場合は、調整中の区域について記入すること。

注3：実施区域のゾーニング管理上の区分（排除地域、防除地域、緩衝地帯等）と土地区分（市街地、人家周辺、森林等）を記入すること。

注4：夜間銃猟、クマの春期管理捕獲を実施する場合は、それが分かるように記載すること。

注5：「実施区域の状況」には、その区域で実施する必要性や理由、捕獲コストの要因等が分かるよう、事業実施場所の環境（地形、標高、気象条件、土地利用状況、林道の整備状況、アクセス性（捕獲場所までの移動方法、所要時間）等）や被害状況（人身被害・出没状況、地域住民の被害感等）、区域の選定理由・目標（捕

獲等事業によって選定区域やその周辺の被害をどのように低減しどのような状態を目指したいのか等) 等について記載すること。

3 詳細計画

(1) 鳥獣の保護・管理に係る専門人材育成等事業

1) 認定鳥獣捕獲等事業者等の育成

実施時期	目的・概要・想定される効果

注1：「目的・概要・想定される効果」の欄には、事業の目的や想定する対象者・講師、実施内容、方法、期待される効果等の概要を記載すること。

注2：別紙1「〇〇都道府県における認定鳥獣捕獲等事業者等の育成に係る計画」に詳細を記載し、添付すること。

2) 指定管理鳥獣管理専門人材の配置

任用形態	任用期間	勤務時間	雇用状況	雇用人数	業務内容・今後の展望

注1：「任用形態」の欄には、任期付職員、臨時・非常勤職員のいずれかを記載すること。

注2：任用形態毎に各項目を記載すること。行が足りない場合は追加して記入すること。

注3：「雇用状況」の欄には、新たに雇用する人材か既に雇用済の人材か区別できるよう記載すること。

注4：「業務内容」の欄には、当該人材が行う業務内容について具体的に記載するとともに、当該人材を確保することによる今後の展望についても記載すること。

注5：別紙2「〇〇都道府県における指定管理鳥獣管理専門人材の配置に係る計画」に詳細を記載し、添付すること。

3) 緊急銃猟対応等実務者の育成

実施時期	目的・具体的な取組内容・効果

注1：緊急銃猟に対応しうる捕獲従事者等の技能向上に資する内容とするとともに、その他事業との重複のない内容とすること。

注2：「目的・具体的な取組内容・効果」の欄には、事業の目的や対象者・関係機関、実施内容、方法、期待される効果等の概要を記載すること。

注3：別紙3「〇〇都道府県における緊急銃猟対応等実務者の育成に係る計画」に詳細を記載し、添付すること。

4) 緊急銃猟対応等実務者の配置

実施地域	任用形態	任用期間	勤務時間	雇用状況	雇用人数	業務内容・今後の展望

注1：「任用形態」の欄には、任期付職員、臨時・非常勤職員のいずれかを記載すること。

注2：実施地域毎に各項目を記載すること。行が足りない場合は追加して記入すること。

注3：「雇用状況」の欄には、新たに雇用する人材か既に雇用済の人材か区別できるように記載すること。

注4：「業務内容」の欄には、当該人材が行う業務内容について具体的に記載するとともに、当該人材を確保することによる今後の展望についても記載すること。

注5：別紙4「〇〇都道府県における緊急銃猟対応等実務者の配置に係る計画」に詳細を記載し、添付すること。

5) 危険鳥獣出没時の体制構築事業

実施地域	実施時期	目的・具体的な取組内容・効果

注1：市町村への間接交付を行う際は都道府県による事業やその他事業との重複がないよう内容を精査すること。また、都道府県・市町村による事業の別を明記すること。

注2：「目的・具体的な取組内容・効果」の欄には、事業の目的や参加者・関係機関、実施場所、実施内容、方法、期待される効果等の概要を記載すること。

注3：別紙5「〇〇都道府県における危険鳥獣出没時の体制構築に係る計画」に詳細を記載し、添付すること。

(2) クマ総合対策事業

1) 計画策定・調査等事業

ア 特定計画又は指定管理鳥獣捕獲等事業に係る実施計画の検討及び策定

① 検討会等の開催

検討会名	開催時期	開催回数	参集範囲	検討内容	備考
	令和 年 月				

注：開催時期又は検討会の種類毎に記入すること。なお、専門家等にヒアリングを実施する場合もヒアリング内容を記入すること。

② 特定計画又は指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の策定又は変更の時期

令和 年 月 (策定又は変更)

注：計画毎に記入すること。また、見直し又は策定予定時期を記入すること。()内のどちらかに○をすること。

イ 計画の策定に必要な指定管理鳥獣の生息状況、被害状況等の調査

実施時期	委託先等	実施場所	調査の目的・必要性・内容・結果の反映方法等	備考

注1：調査の実施時期、委託先等、実施場所、種類、目的、必要性、手法等について概要を記入すること。また、調査の実施が計画や事業にどのように寄与するか記入するとともに、効率的、必要最小限の調査となるよう調査地点数や使用機器についても記入すること。

注2：別紙6「〇〇都道府県におけるクマの調査の実施に係る計画」に詳細を記載し、添付すること。

ウ 指定管理鳥獣の捕獲情報の収集、整理・分析

実施時期	委託先等	捕獲情報の種類、分析手法、検討方法等	備考

注1：実施時期、委託先等、収集する情報の種類、分析手法、検討方法等について具体的に記入すること。

注2：別紙6「〇〇都道府県におけるクマの調査の実施に係る計画」に詳細を記載し、添付すること。

エ 事業の評価・検証

① 検討会の開催

検討会名	開催時期	開催回数	参集範囲	検討内容	備考
	令和 年 月				

注1：開催時期別に検討内容等を記入すること。

注2：参集範囲には、専門的な知識や経験を有する第三者を入れること。

② 事業の評価・検証

実施時期	委託先等	評価・検証内容

注1：指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の目標の達成状況、第二種特定鳥獣管理計画等の目標に対する寄与度、指定管理鳥獣捕獲等事業の効果及び妥当性、次年度の指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の策定に向けて改善すべき事項に係る評価・検証方法等について具体的に記入すること。

注2：事業実施効果を正確に評価・検証するため、実施区域ごとに、事業実施前後の被害や分布域の状況等を比較するとともに、それに対する捕獲目標の達成状況や目標設定・捕獲方法の妥当性等を確認すること。

2) 捕獲等事業

ア 捕獲等の実施内容

実施地域	実施時期	目的・目標	捕獲方法・搬出・処分方法、 効果的・効率的実施に向けた工夫	実施効果の測定・評価方法	委託先又は 直営	捕獲に付随 する取組等
	令和 年 月 ～ 令和 年 月					
	令和 年 月 ～ 令和 年 月					
	令和 年 月 ～ 令和 年 月					

注1：市町村への間接交付による捕獲等事業を行う場合は、都道府県による（指定管理鳥獣）捕獲等事業やその他事業との重複がないよう内容を精査すること。また、都道府県・市町村による事業の別を明記すること。

注2：実施地域毎に各項目を記載すること。行が足りない場合は追加して記入すること。

注3：「目的・目標」には、（指定管理鳥獣）捕獲等事業によって目指す地域の状況や、軽減したい被害に関する目標、そのために必要な分布域の縮小や捕獲数等を記載すること。捕獲数については、特定計画策定のためのガイドライン及びガイドライン補足資料を踏まえて設定すること。

注4：「捕獲方法・搬出・処分方法、効果的・効率的実施に向けた工夫」には、各方法の具体的内容に加えて、目的・目標に向けた効果的・効果的に捕獲を実施するための捕獲場所・時期・手法・捕獲者の選定における工夫内容を記載すること。また、緊急銃猟を想定する場合においては、その旨を記載すること。

注5：「実施効果の測定・評価方法」には、実施地域における実施結果の確認及び目標（被害軽減や分布域の縮小等）への効果を測る方法を記載すること（例：実施場所における目撃数を収集し比較する等）。なお、当該年度内での事業実施後の効果の確認が難しい場合は、次年度の実施とする旨記載すること。

注6：指定管理鳥獣捕獲等事業として、夜間銃猟及び捕獲個体の放置を実施する場合は、別紙7の「〇〇都道府県における夜間銃猟に関する計画」及び別紙8の「〇〇都道府県における捕獲個体の放置に関する計画」を添付すること。また、春期管理捕獲を実施する場合は、別紙9「〇〇都道府県における春期管理捕獲に係

る計画」に詳細を記載し、添付すること。

注7：実施地域の図面を添付すること。

注8：緊急銃猟を実施した場合は、緊急銃猟を実施した日時や場所、実施体制等について、参考様式「緊急銃猟実施報告様式」に詳細を記載し、報告すること。

イ 捕獲個体の食肉等への有効利用（実施する場合に記載）

--

注：捕獲個体を食肉等として有効利用する実施体制や方法等について記載すること。

3) 出没防止対策事業

実施時期	実施地域	実施地域の選定理由・目的	具体的な取組内容と評価の方法	委託先又は直営

注1：市町村への間接交付を行う際は都道府県による事業やその他事業との重複がないよう内容を精査すること。また、都道府県・市町村による事業の別を明記し、鳥獣被害防止総合対策交付金による事業と重複していないことを確認するため、実施場所が農地周辺ではないことを示すこと。

注2：「実施地域の選定理由・目的」には、被害の状況等を踏まえた地域の選定理由を記載するとともに、実施地域の目標とする状況や期待される効果等の概要を記載すること。

注3：「取組内容と評価の方法」には、出没防止対策の内容及び事業実施の効果検証・事業内容評価の考え方の概要を記載すること。

注4：別紙10「〇〇都道府県におけるクマ出没防止対策の実施に係る計画」に詳細を記載し、添付すること。

補助事業計画

連携協議会名：

第1 事業概要

1 広域的な保護・管理の方針の策定状況

クマ類	令和 年 月
-----	--------

注：策定の年月又は予定年月のいずれかを記入すること。予定年月の場合は、年月の後に「（予定）」と記入すること。

2 事業計画総括表

(1) 専門人材育成

事業概要	事業費（円）	負担区分（円）				交付割合	備考
		補助金	都道府県費	市町村費	その他		
ア 認定鳥獣捕獲等事業者等の育成						定額（2,000千円を上限とする定額、 定額を超える事業費分は1/2以内）	
計							

注1：各欄とも消費税及び地方消費税相当分については、本事業補助金交付要綱第6条第2項に基づき記入すること。

注2：負担区分の「その他」の欄には、寄付その他収入を記入すること。

(2) クマ類

事業概要	事業費（円）	負担区分（円）			交付割合	備考
		補助金	都道府県等費	その他		
ア 計画策定・調査等事業					定額（10,000千円を上限とする 定額、定額を超える事業費分は 1/2以内、交付上限額は15,000千 円とする）	
①広域的な保護・管理の方針の検討・策定						
② 生息状況及び被害状況の調査						
③事業の評価、検証						
計						

注1：各欄とも消費税及び地方消費税相当分については、本事業補助金交付要綱第6条第2項に基づき記入すること。

注2：負担区分の「その他」の欄には、寄付その他収入を記入すること。

3 事業の実施期間

令和	年	月	～	令和	年	月
----	---	---	---	----	---	---

4 広域的な保護・管理の方針に定める保護・管理の目標及び設定の考え方（クマ類）

(1) 目標
(2) 目標設定の考え方

注1：目標については、事業実施地域毎に目指す状況（被害の軽減状況等）等を記載し、目標とする被害指標や密度指標及び被害・密度低減のために必要な捕獲数 の
できる限り具体的な数値等を記入すること。

注2：目標設定の考え方については、各都道府県の第二種特定鳥獣管理計画等における捕獲数や被害指標等の目標との関係も含めて記載すること。また、可能な限り、
被害と密度、捕獲数の関係性を記入すること。

5 他の施策との調整・連携についての考え方

--

注：指定管理鳥獣対策事業交付金を活用して実施する取組のほか、鳥獣被害防止特別措置法第7条の3に基づく、指定管理鳥獣捕獲等事業と市町村の被害防止計
画に基づく被害防止施策等の他の施策との連携等について記入すること。

第2 詳細計画

(1) 鳥獣の保護・管理に係る専門人材育成等事業

1) 認定鳥獣捕獲等事業者等の育成

実施時期	目的・概要・想定される効果

注1：「目的・概要・想定される効果」の欄には、事業の目的や想定する対象者・講師、実施内容、方法、期待される効果等の概要を記載すること。

注2：別紙1「〇〇連携捕獲協議会における認定鳥獣捕獲等事業者等の育成に係る計画」に詳細を記載し、添付すること。

(2) クマ類総合対策事業

1) 調査・計画策定等事業

ア 広域的な保護・管理の方針の検討及び策定

① 検討会等の開催

検討会名	開催時期	開催回数	参集範囲	検討内容	備考
	令和 年 月				

注：開催時期又は検討会の種類毎に記入すること。なお、専門家等にヒアリングを実施する場合もヒアリング内容を記入すること。

② 広域的な保護・管理の方針の策定又は変更の時期

令和 年 月 (策定又は変更)

注：見直し又は策定予定時期を記入すること。()内のどちらかに○をすること。

イ 広域的な保護・管理の方針の策定に必要な指定管理鳥獣の生息状況、被害状況等の調査

実施時期	委託先等	実施場所	調査の目的・必要性・内容・結果の反映方法等	備考

注1：調査の実施時期、委託先等、実施場所、種類、目的、必要性、手法等について概要を記入すること。また、調査の実施が計画や事業にどのように寄与するか記入するとともに、効率的、必要最小限の調査となるよう調査地点数や使用機器についても記入すること

注2：別紙6「〇〇連携協議会におけるクマ類の調査の実施に係る計画」に詳細を記載し、添付すること。

ウ 事業の評価・検証

① 検討会の開催

検討会名	開催時期	開催回数	参集範囲	検討内容	備考
	令和 年 月				

注1：開催時期別に検討内容等を記入すること。

注2：参集範囲には、専門的な知識や経験を有する第三者を入れること。

② 事業の評価・検証

実施時期	委託先等	評価・検証内容

注1：連携協議会を構成する各都道府県による補助事業の実施に係る広域的な保護・管理の方針の目標の達成状況や目標に対する寄与の程度、補助事業の実施内容の改善すべき事項の検討、評価、及びそのための情報収集、整理、分析等を実施すること。

注2：事業実施効果を正確に評価・検証するため、実施区域ごとに、事業実施前後の被害や分布域の状況等を比較するとともに、それに対する捕獲目標の達成状況や目標設定・捕獲方法の妥当性等を確認すること。

(別紙1)

〇〇都道府県（又は〇〇連携捕獲協議会）における認定鳥獣捕獲等事業者等の育成に係る
計画/評価報告

1 認定鳥獣捕獲等事業者等の現状や課題等

--

2 1の課題等に対応するため、本事業で実施した取組内容

実施時期	
場所	
目的	
対象者・講師 (人数も記載)	
内容	
方法	
評価方法	
事業費	
備考	

注1：項目に沿って、実施した研修会等の具体的内容を記入すること。なお、「目的」には育成したい人材像も記入し、「評価方法」には目的や育成したい人材像に対する事業内容の適切性の検証方法や事業効果の測定方法等を記入すること。

注2：事業終了後の評価結果では、各項目について、実施した結果を記入すること。

注3：過去の本補助金及び指定管理鳥獣対策事業交付金の活用状況について備考欄に記載すること。

3 2の取組に対する評価と今後の課題等（事業終了後の評価結果時のみ記入）

--

注：1の課題及び2の各記載内容等も踏まえ、取組が適切に実施されたか、目的に対して効果があったか等の評価を具体的に記入すること。

また、評価を通じ明らかになった取組の改善点や今後の認定事業者の育成の課題等についても記入すること。

4 その他

--

注：特記すべき事項があれば記入すること。

(別紙2)

〇〇都道府県における指定管理鳥獣管理専門人材の配置に係る計画/評価報告

1 現状や課題等

--

2 1の課題等に対応するため、本事業で実施した取組内容

任用形態	
任用期間	
勤務時間	
雇用状況	
雇用人数	
業務内容	
今後の展望	
評価方法	
事業費	
備考	

注1：項目に沿って、雇用した（もしくはする予定の）人材の具体的内容を記入すること。なお、「今後の展望」には育成したい人材像も記入し、「評価方法」には目的や育成したい人材像に対する事業内容の適切性の検証方法や事業効果の測定方法等を記入すること。

注2：事業終了後の評価結果では、各項目について、実施した結果を記入すること。

注3：過去の本補助金及び指定管理鳥獣対策事業交付金の活用状況について備考欄に記載すること。

3 2の取組に対する評価と今後の課題等（事業終了後の評価結果時のみ記入）

--

注：1の課題及び2の各記載内容等も踏まえ、取組が適切に実施されたか、目的に対して効果があったか等の評価を具体的に記入すること。

また、評価を通じ明らかになった取組の改善点や今後の課題等についても記入すること。

4 その他

--

注：特記すべき事項があれば記入すること。

(別紙3)

〇〇都道府県における緊急銃猟対応等実務者の育成に係る
計画/評価報告

1 現状や課題等

--

2 1の課題等に対応するための取組内容

実施時期	
場所	
目的	
対象者・講師 (人数も記載)	
内容	
方法	
評価方法	
事業費	
備考	

注1：事業前の計画では各項目について想定又は期待される内容を、事業終了後の評価報告では各項目に関する実績や結果を具体的に記入すること。なお、「目的」には育成したい人材像も記入し、「評価方法」には目的や育成したい人材像に対する事業内容の適切性の検証方法や事業効果の測定方法等を記入すること。

注2：実施主体が市町村の場合、各市町村の実施する具体的な内容を記述すること。

注3：過去の本補助金及び指定管理鳥獣対策事業交付金の活用状況について備考欄に記載すること。

3 2の取組に対する評価と今後の課題等（事業終了後の評価報告時のみ）

--

注1：1の課題及び2の各記載内容等も踏まえ、取組が適切に実施されたか、目的に対して効果があったか等の検証結果を具体的に記入すること。

注2：注1による効果検証を踏まえ、事業の設計（事業の質や内容）の妥当性や、事業の実施方法の適切性を評価し、課題と改善の方向性を記載すること。また、評価を通じ明らかになった緊急銃猟対応等実務者の育成の課題等についても記入すること。

4 その他

--

注：特記すべき事項があれば記入すること。

(別紙 4)

〇〇都道府県における緊急銃猟対応等実務者の配置に係る計画/評価報告

1 現状や課題等

--

2 1の課題等に対応するため、本事業で実施した取組内容

実施地域	
任用形態	
任用期間	
勤務時間	
雇用状況	
雇用人数	
免許の所持状況	
業務内容	
今後の展望	
評価方法	
事業費	
備考	

注1：項目に沿って、雇用した（もしくはする予定の）人材の具体的内容を記入すること。なお、「今後の展望」には育成したい人材像も記入し、「評価方法」には目的や育成したい人材像に対する事業内容の適切性の検証方法や事業効果の測定方法等を記入すること。

注2：実施主体が市町村の場合、各市町村の実施する具体的な内容を記述すること。

注3：事業終了後の評価結果では、各項目について、実施した結果を記入すること。

注4：過去の本補助金及び指定管理鳥獣対策事業交付金の活用状況について備考欄に記載すること。

3 2の取組に対する評価と今後の課題等（事業終了後の評価結果時のみ記入）

--

注：1の課題及び2の各記載内容等も踏まえ、取組が適切に実施されたか、目的に対して効果があったか等の評価を具体的に記入すること。

また、評価を通じ明らかになった取組の改善点や今後の課題等についても記入すること。

4 その他

注：特記すべき事項があれば記入すること。

(別紙5)

〇〇都道府県における危険鳥獣出没時の体制構築に係る計画/評価報告
(出没時の体制構築事業)

1 現状のクマの市街地等への出没時の対応体制及び課題等

--

2 危険鳥獣の出没時の体制構築に係る具体的な内容等

実施時期	
場所	
目的	
参加者・関係者	
内容	
方法	
評価方法	
事業費	
備考	

注1：事業前の計画では各項目について想定又は期待される内容を、事業終了後の評価報告では各項目に関する実績や結果を具体的に記入すること。

注2：実施主体が市町村の場合、各市町村の実施する具体的な内容を記述すること。

3 実施内容の評価

--

注1：事業が適切に実施されたか記載すること。

注2：事業の実施により、出没時の対応の流れや関係者の役割分担の明確化、協力関係の構築等が進んだか評価し記載すること。

注3：注1～2による効果検証を踏まえ、事業の設計（事業の質や内容）の妥当性や、事業の実施方法の適切性を評価し、課題と改善の方向性を記載すること。

4 その他

--

注1：出没防止対策の実施に当たって、特記すべき事項があれば記入すること。

注2：事業終了後の評価報告において、特記事項に対するコメントがあれば記入すること。

(別紙6)

〇〇都道府県(又は〇〇連携捕獲協議会)におけるクマの調査の実施に係る計画/評価報告
(調査・計画策定事業)

1 現状のクマの調査の状況及び課題等

--

2 実施する調査の具体的な内容等

実施時期	
場所	
目的・必要性	
調査主体	
内容・得られる情報	
方法	
活用方法	
事業費	
備考	

注1: 事業前の計画では各項目について想定又は期待される内容を、事業終了後の評価報告では各項目に関する実績や結果を具体的に記入すること。実施する調査が複数ある場合は、調査の種類毎に各項目を記入すること。

注2: 過去の本補助金及び指定管理鳥獣対策事業交付金の活用状況について備考欄に記載すること。

3 調査結果及び考察(事業終了後の評価報告時のみ)

--

注: 調査によって得られた情報と分析結果、調査結果の活用方法等を記載するとともに、今後の改善点や必要な調査等についても記載すること。

4 その他

--

注1: モニタリング・調査の実施に当たって、特記すべき事項があれば記入すること。

注2: 事業終了後の評価報告において、特記事項に対するコメントがあれば記入すること。

(別紙 7)

〇〇都道府県における夜間銃猟に関する計画

1 夜間銃猟を実施する必要性、目的・目標、期待される効果

--

注：被害や密度低減等の目的・目標、夜間銃猟以外の方法によっては、指定管理鳥獣捕獲等事業を効果的に実施することや事業目標を達成することが難しいとする理由、夜間銃猟により解決が期待できる課題等を記載する。

2 夜間銃猟の実施体制等

--

注：夜間銃猟を実施する際の安全確保を含めた実施体制を記載すること。

3 夜間銃猟の実施内容

実施地域	実施時期及び時間	実施方法	実施者
	(時期・時間) (理由)		

注1：実施時期及び時間は、想定する時期・時間（例：〇月頃、〇週間、日没後〇時間）と理由を記載すること。

注2：実施方法は、安全の確保を踏まえた具体的な銃猟の実施方法を記載すること。

注3：実施者は、想定している認定鳥獣捕獲等事業者等の名称を記載すること。

4 評価の方法

--

注：1～3を踏まえ、実施結果の確認方法や目的・目標に対する効果を図るための指標（被害指標や密度指標等）やその収集方法、評価の方法等について記入すること。

(別紙8)

〇〇都道府県における捕獲個体の放置に関する計画

1 放置の必要性

--

注：放置する鳥獣の生息状況、放置の効果等を踏まえ、必要性を具体的に記載すること。

2 放置の実施内容

鳥獣名	実施時期	実施地域	放置数	捕獲等の方法

注1：放置数は、見込み数を記載すること。

注2：捕獲等の方法は、銃猟にあつては必ず非鉛弾を使用する旨を記載すること。

3 生態系、住民の安全、生活環境及び地域の産業への配慮事項

--

(別紙9)

〇〇都道府県における春期管理捕獲に関する計画

1 春期管理捕獲を実施する目的・目標、期待される効果

--

注：被害や密度低減等の目的・目標、春期管理捕獲により解決が期待できる課題等を記載すること。

2 春期管理捕獲の実施体制等

--

3 春期管理捕獲の実施内容

実施地域	実施時期	捕獲目標頭数（実績）	予算額（千円）	実施者

注1：実施地域毎に各項目を記載すること。行が足りない場合は追加して記入すること。

注2：捕獲目標頭数（実績）は、捕獲目標頭数及び実施後の捕獲実績を記載すること。

注3：実施者は、想定している認定鳥獣捕獲等事業者等の名称を記載すること。

4 評価の方法

--

注：1～3を踏まえ、実施結果の確認方法や目的・目標に対する効果を図るための指標（被害指標や密度指標等）やその収集方法、評価の方法等について記入すること。

(別紙 10)

〇〇都道府県におけるクマ出没防止対策の実施に係る計画/評価報告
(出没防止対策事業)

1 事業実施地域周辺の現状の出没・被害状況、出没防止対策の実施状況及び課題等

--

2 出没防止対策の具体的な内容

実施時期	
場所	
目的・目標	
内容	
方法	
評価方法	
事業費とその算出 方法	
備考	

注1：事業前の計画では各項目について想定又は期待される内容を、事業終了後の評価報告では各項目に関する実績や結果を具体的に記入すること。出没防止対策が複数ある場合は、対策の種類毎に各項目を記載すること。

注2：実施主体が市町村の場合、各市町村の実施する具体的な内容を記述すること。

注3：誘引物の除去及び緩衝帯の整備を実施する場合は、過去の本補助金及び指定管理鳥獣対策事業交付金の活用状況について備考欄に記載すること。

3 実施した出没防止対策の評価（事業終了後の評価報告時のみ）

--

注1：当初予定されていたとおり事業が適切に実施されたか記載すること。

注2：事業実施地域ごとに、事業実施前後の被害指標（出没件数、被害件数、被害感等）を比較し、事業実施の効果が事業実施地域に現れているか評価すること（定量的な指標が難しければ、客観性を確保した定性的な指標を使用する。）。なお、事業効果の比較は同じ季節に行うことが望ましく、当該年度内での事

業実施後の効果の確認が難しい場合は、次年度の実施とする旨記載すること。

注3：注1による効果検証を踏まえ、事業の設計（事業の質や内容）の妥当性や、事業の実施方法の適切性を評価し、課題と改善の方向性を記載すること。

4 その他

--

注1：出沒防止対策の実施に当たって、特記すべき事項があれば記入すること。

注2：事業終了後の評価報告において、特記事項に対するコメントがあれば記入すること。

緊急銃猟実施報告様式（令和7年12月改正）

本報告は、1週間以内程度でのご提出をお願いします。

また、緊急銃猟を実施した日のうちに、本報告様式によらずメール等により、緊急銃猟を実施した旨の事実（①日時、②市町村名、③危険鳥獣の種類）は、環境省までご報告をお願いします。

※回答欄について、空欄に必要事項を記載するか、該当するものに○をつけて下さい。

※回答欄が狭い場合には、改行により回答欄を広くして下さい。全体のページ数が様式のページ数を超えても構いません。

1. 基本情報

（1）緊急銃猟を実施した日時

※一度の射撃で捕獲等が完了せず、複数回の射撃を行った場合には、全て記載下さい。

（2）緊急銃猟を実施した場所

住所 緯度経度(10進法)	※緯度経度については、GPS又は地図から読み取った情報を記載下さい。
緊急銃猟を実施した場所の環境の種類	※例) 市街地、建物内(建物の種類:)、農耕地、道路(のり面含む)、河川敷・堤防、海岸、その他()
緊急銃猟を実施した場所の状況	※例) 山林から100m離れた農地。視界は良い。
地図	※緊急銃猟を実施した場所の様子がわかる地図を添付して下さい。本回答欄に貼り付けていただくか、本報告の添付資料として別途提出下さい。

（3）天気

晴れ ・ くもり ・ 雨 ・ その他()

2. 危険鳥獣に関する事項

(1) 危険鳥獣の種類等

鳥獣の種類 (★)		頭数(★) (親子の場合は その旨記載下さい)		年齢		性別	オス・メス
大きさ	全長	cm	体重 (実測・目測)	kg	前掌幅 (クマ類に限る)	cm	
繁殖状況	<small>※情報の収集方法等については、「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン補足資料」Box4も必要に応じてご参照下さい。把握困難な場合には空欄で提出いただき、その後明らかになった場合にはご連絡下さい。</small>						
個体識別に係る DNA検査の 実施状況	<small>※把握困難な場合には空欄で提出いただき、その後明らかになった場合にはご連絡下さい。</small>						
その他	<small>※危険鳥獣に関して補足があれば、記載下さい。</small>						

(2) 危険鳥獣の行動履歴

<small>※初出沒の通報から緊急銃猟の実施までの間のクマの行動履歴や緊急銃猟の実施のための手順の実施履歴について、可能な範囲で時系列に沿って箇条書きで記載下さい。危険鳥獣による被害の発生の日時や自治体による対応状況についても併せて記載下さい。</small>

(3) 危険鳥獣による被害状況

人身被害 ※該当がある場合に○をつけて下さい。	
農林水産業被害 ※該当がある場合に○をつけて下さい。	
その他の被害(具体的に) ※該当がある場合に記載してください。	

(4) 危険鳥獣の出沒の原因に係る考察

<small>※何らかの誘引物に引き寄せられたなど、想像される原因について、ご担当者様の考察を記載下さい。</small>

3. 緊急銃猟の実施に関する事項

(1) 緊急銃猟の実施体制

①人数等

役割	人数 (うち、兼務の人数)	補足 (役職や所属、その他関連情報)
捕獲者		※市町村職員かどうか、また、鳥獣被害防止特別措置法に基づく鳥獣被害防止実施隊の所属の有無については記載下さい。
捕獲者をサポートする者		※市町村職員かどうか、また、鳥獣被害防止特別措置法に基づく鳥獣被害防止実施隊の所属の有無については記載下さい。
緊急銃猟の実施の判断、緊急銃猟の実施の市町村職員への指示又は市町村以外の者への委託を行う者		※役職や所属は記載下さい。
通行制限を行う者		※役職や所属は記載下さい。多数である場合には、簡略化して記載いただいで構いません。例) 〇〇課より〇名
住民への避難を呼びかける者		※役職や所属は記載下さい。多数である場合には、簡略化して記載いただいで構いません。例) 〇〇課より〇名
緊急銃猟の様子を記録する者		※役職や所属は記載下さい。
場所の管理者・地権者との調整を行う者		※役職や所属は記載下さい。
原状回復を行う者		※役職や所属は記載下さい。多数である場合には、簡略化して記載いただいで構いません。例) 〇〇課より〇名

②都道府県への応援の要請を行った場合、派遣された都道府県職員の人数と、実施した内容

--

③警察官の協力を得た場合、警察官が実施した内容

--

(2) 通行制限・避難指示、銃猟の角度等

使用した銃	※例：ライフル銃（銃の製品名ではなく、種類を記載下さい。）	実包等の種類	※例：サボット弾（実包等の製品名ではなく、種類を記載下さい。）	射撃距離	※射撃時の捕獲者と危険鳥獣の距離を記載下さい
バックストップの材質			捕獲者とバックストップとのおおよその角度		
土地の立ち入りの実施状況	※緊急銃猟の実施にあたって、他人の土地への立ち入りや障害物の除去についての実施状況について記載下さい。				
安全確保措置の概要	※通行禁止・制限範囲の設定、住民への避難指示の実施方法についてご記載下さい。				
捕獲者、通行制限を行う者等の安全を確保するために講じた対応 ※あれば記載	※盾の装備やクマスプレーの携帯など、安全確保のための対応があれば、捕獲者、通行制限を行う者等の役割ごとにご記載ください。				
概況図	<p>※模式的な図等を交えて説明して下さい。図の作成にあたっては、地図に本部設置場所、人員の配置、射撃位置、捕獲場所、避難範囲、交通規制範囲等を記載下さい。緊急銃猟ガイドライン P80～「事例」についても参考にして下さい。</p> <p>※また、上記の図とは別に、捕獲者とバックストップとのおおよその角度、射撃時の捕獲者と危険鳥獣の距離、その他周辺状況（藪や建物の状況等）がわかる資料も可能な範囲でご提出ください。緊急銃猟ガイドライン P56 図 10～12 についても参考にして下さい。</p> <p>※手書きの図をスキャン等して画像として貼り付けていただいたり、別ファイルで添付していただくことも可能です。</p>				

(3) 緊急銃猟の実施結果

危険鳥獣の捕獲等の有無		有 ・ 無			
発射弾数		命中弾数		貫通弾数	
跳弾等の有無	有 ・ 無		跳弾の状況		
物損の有無			有 ・ 無		
物損がある場合の今後の対応					
その他	※緊急銃猟の実施結果に関して補足があれば、記載下さい。				

4. 緊急銃猟を実施した市町村の対応経験や事前準備の状況

(1) 過去5年間の危険鳥獣の対応経験

緊急銃猟の実施の有無	有 ・ 無
緊急銃猟以外の方法による人の日常生活圏における危険鳥獣の捕獲等の対応の有無	有 ・ 無
捕獲等以外(追い払い等)の方法による人の日常生活圏における危険鳥獣の対応の有無	有 ・ 無

(2) 緊急銃猟の実施に備えた平時における事前準備の状況

対応マニュアルの作成の有無	有 ・ 無	対応マニュアルの作成に関する状況	※出没対応マニュアルに緊急銃猟対応時の対応を追加している場合は、当該マニュアル名を記載下さい。
権限委任等の有無	有 ・ 無	権限委任等の状況 (委任等をしている場合にはその方法を含む)	
捕獲者の確保の有無	有 ・ 無	捕獲者の確保の状況	
訓練・研修等の実施の有無	有 ・ 無	訓練・研修等の実施状況	
加入している保険の会社名、 保険商品名、主な補償内容 (第三者の人身事故)			
加入している保険の会社名、 保険商品名、主な補償内容 (第三者の物損)			
加入している保険の会社名、 保険商品名、主な補償内容 (自損事故)			
交付金の利用状況			

5. 考察

※成果や課題等について自由に記載下さい。

6. 情報共有の可否

他自治体への情報共有	可 ・ 不可
警察（警察庁や都道府県警察等）への情報共有	可 ・ 不可
その他	※情報共有の可否に関して補足があれば、記載下さい。

注) 報告いただいた情報は、緊急銃猟制度の運用の改善や他省庁が行う人の日常生活圏におけるクマ対策等に活用させていただきます。